

### 延長支援加算に係る届出書

記入例

施設種別	生活介護事業所
施設名	佐世保事業所
定員	20人
運営規定上の営業時間	9:00～17:00

個々の利用者の実利用時間は問わず、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には加算の対象となる。

	氏名	年齢	利用時間	備考
1	〇〇 〇〇	〇〇	11:00～19:00	
2	〇〇 〇〇	〇〇	13:00～19:00	
3	〇〇 〇〇	〇〇	8:00～15:00	
4	〇〇 〇〇	〇〇	8:00～12:00	
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 運営規程の営業時間を超えて支援を行うものとして、加算を算定する場合に届け出ること。

※ 延長支援加算を算定する障害者又は障害児に係る生活介護計画書又は児童発達支援計画書を添付すること。